

平成 29 年 9 月 吉日

一志ゴルフ倶楽部

『終身会員制度』新設予定のご案内

制度の期限 平成 30 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日迄

1、概要 当倶楽部個人・法人正会員の記名者の方が対象で、会員が資格を親族または第三者に譲渡後、譲渡人を終身名誉会員とし今まで通り会員料金でプレーしていただける制度。

※譲受人は、ゴルフ場所定の審査の上 入会承認が必要となります。

2、対象者

満 60 歳以上かつ在籍 3 年以上の個人正会員、法人会員の記名者で、資格を二親等以内の親族（譲受人）または、第三者（譲受人）に譲渡された場合『終身会員』になることができます。

3、終身会員の待遇

『終身会員』となられた方は、資格譲渡後も、今まで通り正会員と同等の権利を有します。（会員料金でのプレー、ハンディキャップの取得、競技会への参加、優待券など。）

4、入会登録料

終身会員になるための登録料は、必要ありません。

譲受人は、入会審査の上、名義変更料が必要です。

二親等以内の親族：10800 円（税込）

第三者：54000 円（税込）が必要となります。

5、年会費

終身会員（譲渡人）： 60 歳以上～65 歳未満は通常年会費の 20%引き

65 歳以上～70 歳未満は通常年会費の 30%引き

70 歳以上～75 歳未満は通常年会費の 40%引き

75 歳以上は通常年会費の半額引き

譲受人： 通常年会費 25,920 円（税込）が必要となります。

※年会費の割引は、譲渡された翌年度分からの適用となります。

※年齢は、3 月 31 日を基準日として、翌年の年会費をお支払頂きます。